

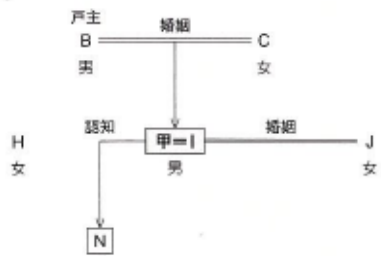
第3章 明治民法による遺産相続

第1 直系卑属が遺産相続人となるケース

[054] 被相続人(甲=I)に妻と庶子1人がいるとき

▶キーワード 庶子(非嫡出子)

[親族関係]



[相続人・相続分]

N(庶子)	1
-------	---

ポイント

Iの子(庶子N)が相続人となります。明治民法827条は、1項で「嫡出ニ非サル子ハ其父又ハ母ニ於テ之ヲ認知スルコトヲ得」、2項で「父カ認知シタル子ハ之ヲ庶子トス」と規定していました。明治民法における庶子は、現行民法の庶子(嫡出でない子)と基本的に同じです。ただし、明治民法では「家」が基礎にあるという違いがあります。このことは、「親子関係の確立についても、かつては現在とは異なる考え

ポイント

子と孫が相続人となります(現民887①②)。子が数人あるときの相続分は、現在は「相等しいもの」ですが(現民900④)、2013年改正前は、非嫡出子の相続分は、嫡出子の相続分の2分の1でした(2013前現民900④)。

現在の現行民法887条2項本文は、「相続の開始以前に死亡したとき」を代襲相続の原因としています。これは、1962年改正によるものであり、「同時死亡の推定の規定(32条の2)を新設したことと関連して、被相続人(たとえば父)と相続人(子)の同時死亡の場合に、その子(孫)の代襲相続が起こることを明確にしたもの」(加藤1962a・32頁)と説明されています。そのため、現在は、嫡出子Pが被相続人Iと同時に死亡したときも、Pの子(被相続人Iの孫)STが代襲相続します(現民887②)。

これに対し、1962年改正前現行民法888条1項は、「前条の規定によって相続人となるべき者〔筆者注：被相続人の直系卑属〕が、相続の開始前に、死亡し、又はその相続権を失った場合において、その者に直系卑属があるときは、その直系卑属は、前条の規定に従ってその者と同順位で相続人となる」と規定していました。同条が削除されたことは、「同時存在の原則は全く不要とされ、従って888条は無用の規定となって廃止された」(中川外1992・38頁〔中川善之助・泉久雄〕)と説明されています。ここで代襲相続するのは「相続の開始前に」死亡したときであったため「被相続人(たとえば父)と相続人(子)の同時死亡の場合」(加藤1962a・32頁)に、その子(孫)の代襲相続が起こることは否定されていました。

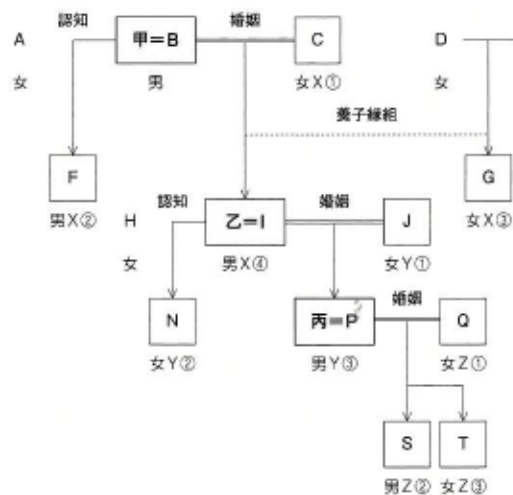
1962年改正法附則1条(施行期日)は「この法律は、昭和37年7月1日から施行する」、同2条(経過規定)は「この法律による改正後の民法は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、従前の民法の効力を妨げない」と規定しています。

内容見本
(A5判縮小)

数次相続・代襲相続をめぐる実務
—相続人・相続分の確定—

ケース・スタディ編 第1章 数次相続：現行民法I(現在) 125

[005] 甲=BからX①~④(妻と子3人)へ1次相続、乙=IからY①~③(妻と子2人)へ2次相続、丙=PからZ①~③(妻と子2人)へ3次相続があったとき(現在+現在+現在/パターンB②)



ポイント

甲=B(妻+子3人)、乙=I(妻+子2人)、丙=P(妻+子2人)のいずれも現在の規律が適用されるケースです。パターンAよりも

Q4 2021年一部改正後(現行民法等)

2021(令和3)年に成立した現行民法等一部改正法は、数次相続に対して、どのような影響を与えますか。

数次相続においては、①特別受益等の期間制限と、②相続登記の義務化の2点が特に重要です。

解説

いわゆる所有者不明土地問題解決等のために、民法等の一部を改正する法律(令和3年法律24号)が2021年4月21日に成立、28日に公布されました。法律案の提出理由は、「所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、相続関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設並びに具体的相続分による遺産分割を定めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等を行う必要がある」というものでした。改正には様々な内容が含まれますが、数次相続の関係では、以下の2点が重要です。

1 特別受益等の期間制限

2021年改正後は「相続開始の時から10年を経過した後にする遺産の分割」について特別受益(現民903・904)と寄与分(現民904の2)の規定を

相続登記義務化の備えに!

相続開始時刻
相続人の範囲と遺産の割合

—明治民法・応急措置法・現行民法—

著 中込一洋(弁護士)

- ◆相続開始時の適用法に応じて「誰が、どれだけ相続するか」がひと目でわかります。
- ◆相続登記未了の不動産や所有者不明土地等の案件処理時に利用できます。



A5判・総頁264頁
定価3,630円(本体3,300円) 送料460円
〈電子版〉
定価3,300円(本体3,000円)



詳細はコチラ!

姉妹書

併せてのご利用で、複雑な相続実務がより明快に! 家族構成・適用法別に100ケースを収録!

数次相続・代襲相続をめぐる実務

—相続人・相続分の確定—

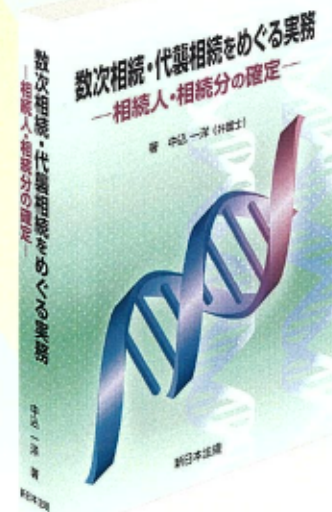
著 中込一洋(弁護士)

- ◆明治民法から現行民法までの法改正を解説...【Q&A編】
相続関係のパターン別に相続人・相続分を整理...【ケース・スタディ編】
- ◆相続関係図から、相続人と相続分の算定方法がひと目でわかります。

A5判・総頁338頁
定価4,730円(本体4,300円) 送料460円
〈電子版〉
定価4,290円(本体3,900円)



詳細はコチラ!



0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

第1章 相続制度の概要

第1 現在の相続制度

- 1 法定相続の趣旨
 - (1) 法定相続とは
 - (2) 死亡による開始
 - (3) 一定の家族的な関係
- 2 配偶者別格の原則
 - (1) 配偶者とは
 - (2) 配偶者が法定相続人となる理由
 - (3) 配偶者の法定相続分
- 3 子・孫等の直系卑属(第1順位の血族相続人)
 - (1) 子(直系卑属)とは
 - (2) 直系卑属が法定相続人となる理由
 - (3) 直系卑属の法定相続分
- 4 直系尊属(第2順位の血族相続人)
 - (1) 直系尊属とは
 - (2) 直系尊属が法定相続人となる理由
 - (3) 直系尊属の法定相続分
- 5 兄弟姉妹と甥姪(第3順位の血族相続人)
 - (1) 兄弟姉妹(甥姪)とは
 - (2) 兄弟姉妹と甥姪が法定相続人となる理由
 - (3) 兄弟姉妹と甥姪の法定相続分
- 6 遺言相続の趣旨
- 7 遺留分の趣旨

第2 相続法の沿革

- 1 現行民法の改正等
 - (1) 2021年改正
 - (2) 2018年改正
 - (3) 2013年改正
 - (4) 1987年改正
 - (5) 1980年改正
 - (6) 1962年改正
 - (7) 1947年成立(明治民法の全面改正)
 - (8) 応急措置法
- 2 明治民法
 - (1) 1942年改正
 - (2) 1898年成立

第3 明治民法の特色

- 1 ふたつの相続
- 2 「家」とは
- 3 戸主とは
- 4 家族とは
- 5 明治民法における「子」

第4 遺産相続(明治民法)

- 1 遺産相続(明治民法)の概要
 - (1) 遺産相続とは
 - (2) 家族の死亡による開始
- 2 直系卑属(第1順位の遺産相続人)
 - (1) 直系卑属が第1順位である理由
 - (2) 直系卑属の法定相続分
- 3 配偶者(第2順位の遺産相続人)
- 4 直系尊属(第3順位の遺産相続人)
 - (1) 直系尊属が第3順位である理由
 - (2) 直系尊属の法定相続分
- 5 戸主(第4順位の遺産相続人)

第5 家督相続(明治民法)

- 1 家督相続(明治民法)の概要
 - (1) 家督相続とは
 - (2) 戸主の死亡による開始
 - (3) 戸主生存中の開始原因
- 2 単独相続
- 3 家督相続人

- (1) 法定家督相続人(家族たる直系卑属)
- (2) 法定家督相続人が数人あるとき
- (3) 法定推定家督相続人
- (4) 指定家督相続人
- (5) 第1種選定家督相続人
- (6) 直系尊属
- (7) 第2種選定家督相続人

第2章 民法・応急措置法による相続

第1 子が相続人となるケース

- [001] 被相続人(甲=Ⅰ)に妻と非嫡出子1人がいるとき
- [002] 被相続人(甲=Ⅰ)に妻と準正子1人がいるとき
- [003] 被相続人(甲=Ⅰ)に非嫡出子1人と嫡出子1人がいるとき
- [004] 被相続人(甲=Ⅰ)に妻と非嫡出子1人と嫡出子1人がいるとき
- [005] 被相続人(甲=Ⅰ)に妻と準正子1人と嫡出子1人がいるとき
- [006] 被相続人(甲=Ⅱ)に夫と準正子1人がいるとき
- [007] 被相続人(甲=Ⅲ)に嫡出子1人がいるとき
- [008] 被相続人(甲=Ⅳ)に妻と嫡出子1人がいるとき
- [009] 被相続人(甲=Ⅰ)に非嫡出子1人と嫡出子1人と養子1人がいるとき
- [010] 被相続人(甲=Ⅰ)に妻と非嫡出子1人と嫡出子1人と養子1人がいるとき
- [011] 被相続人(甲=Ⅱ)に夫と嫡出子1人と養子1人がいるとき
- [012] 被相続人(甲=Ⅰ)に妻と準正子1人と嫡出子1人と養子1人がいるとき
- [013] 被相続人(甲=Ⅰ)に非嫡出子2人と嫡出子1人と養子1人がいるとき
- [014] 被相続人(甲=Ⅰ)に妻と非嫡出子2人と嫡出子1人と養子1人がいるとき
- [015] 被相続人(甲=Ⅰ)に非嫡出子2人と嫡出子2人と養子1人がいるとき
- [016] 被相続人(甲=Ⅰ)に妻と非嫡出子2人と嫡出子2人と養子1人がいるとき

第2 孫が代襲相続人となるケース

- [017] 被相続人(甲=Ⅰ)に非嫡出子1人と嫡出孫2人がいるとき
- [018] 被相続人(甲=Ⅰ)に妻と非嫡出子1人と嫡出孫2人がいるとき
- [019] 被相続人(甲=Ⅰ)に非嫡出子1人と養子1人と嫡出孫2人がいるとき
- [020] 被相続人(甲=Ⅰ)に妻と非嫡出子1人と養子1人と嫡出孫2人がいるとき
- [021] 被相続人(甲=Ⅰ)に非嫡出子2人と養子1人と嫡出孫2人がいるとき
- [022] 被相続人(甲=Ⅰ)に妻と非嫡出子2人と養子1人と嫡出孫2人がいるとき

- [023] 1次被相続人(甲=Ⅰ)に非嫡出子2人と嫡出子1人と養子1人(X①~④)がいて、2次被相続人(乙=Ⅱ)に妻と嫡出子2人(Y①~③)がいるとき

- [024] 1次被相続人(甲=Ⅰ)に妻と非嫡出子2人と嫡出子1人と養子1人(X①~⑥)がいて、2次被相続人(乙=Ⅱ)に妻と嫡出子2人(Y①~③)がいるとき

第3 孫孫が再代襲相続人となるケース

- [025] 被相続人(甲=Ⅰ)に非嫡出子1人と嫡出孫1人と嫡出曾孫1人がいるとき
- [026] 被相続人(甲=Ⅰ)に妻と非嫡出子1人と嫡出孫1人と嫡出曾孫1人がいるとき
- [027] 1次被相続人(甲=Ⅰ)に非嫡出子1人と嫡出孫2人(X①~③)がいて、2次被相続人(乙=Ⅱ)に妻と嫡出子2人(Y①~③)がいるとき
- [028] 1次被相続人(甲=Ⅰ)に妻と非嫡出子1人と嫡出孫2人(X①~④)がいて、2次被相続人(乙=Ⅱ)に妻と嫡出子2人(Y①~③)がいるとき

第4 直系尊属が相続人となるケース

第5 兄弟姉妹が相続人となるケース

第6 甥姪が代襲相続人となるケース

第7 特別な事情のあるケース

第3章 明治民法による遺産相続

第1 直系卑属が遺産相続人となるケース

- 第2 配偶者が遺産相続人となるケース
- 第3 直系尊属が遺産相続人となるケース
- 第4 戸主が遺産相続人となるケース

第4章 明治民法による家督相続

第1 直系卑属が法定家督相続人となるケース

- 第2 指定により家督相続人となるケース
- 第3 第1種選定家督相続人となるケース
- 第4 直系尊属が家督相続人となるケース
- 第5 第2種選定家督相続人となるケース

第5章 経過措置を検討すべき相続

索引

○キーワード索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。また、第2章の第4以降の細目次は省略しています。

Q&A編

第1章 数次相続と法改正

- Q1 数次相続とは
- Q2 法定相続とは
- Q3 血族とは
- Q4 2021年一部改正後(現行民法等)
- Q5 2013年一部改正前(現行民法)
- Q6 1980年一部改正前(現行民法)
- Q7 1947年全面改正前(明治民法)

第2章 現行民法による相続

- Q8 子が相続するとき
- Q9 直系尊属が相続するとき
- Q10 兄弟姉妹が相続するとき
- Q11 配偶者が相続するとき
- Q12 法定相続分の一部改正
- Q13 子と配偶者が相続するとき
- Q14 直系尊属と配偶者が相続するとき
- Q15 兄弟姉妹と配偶者が相続するとき

第3章 明治民法による遺産相続

- Q16 遺産相続とは
- Q17 「戸主」とは
- Q18 「家族」とは
- Q19 直系卑属が遺産相続するとき
- Q20 配偶者が遺産相続するとき
- Q21 直系尊属が遺産相続するとき
- Q22 戸主が遺産相続するとき

第4章 明治民法による家督相続

- Q23 家督相続とは
- Q24 家督相続の原因
- Q25 法定家督相続人とは
- Q26 法定の推定家督相続人とは
- Q27 指定家督相続人とは
- Q28 第1種選定家督相続人とは
- Q29 直系尊属が家督相続するとき
- Q30 第2種選定家督相続人とは

第5章 代襲相続

- Q31 代襲相続とは
- Q32 現行民法の相続をしないとき(欠格・廃除・放棄)
- Q33 子(孫)等が代襲相続するとき
- Q34 兄弟姉妹の子(甥姪)が代襲相続するとき
- Q35 1980年一部改正前(現行民法)
- Q36 1962年一部改正前(現行民法)
- Q37 遺産相続をしないとき(欠格・廃除・放棄)
- Q38 遺産相続により代襲相続するとき
- Q39 家督相続をしないとき(欠格・廃除・放棄)
- Q40 家督相続により代襲相続するとき

ケース・スタディ編

第1章 数次相続：現行民法Ⅰ(現在)

第1 1次相続【現在】、2次相続【現在】、(3次相続【現在】)

	甲死亡 (1次相続)	乙死亡 (2次相続)	丙死亡 (3次相続)
[001]	妻+子1人	妻+子4人	—
[002]	妻+子1人	妻+子4人	妻+子2人
[003]	子2人	妻+祖父母2人	—
[004]	妻+子3人	妻+子2人	—
[005]	妻+子3人	妻+子2人	妻+子2人
[006]	妻+子3人	妻+子4人	—
[007]	妻+子3人	妻+子4人	妻+子2人
[008]	子3人	妻+祖父母2人	—
[009]	子3人	妻+兄弟姉妹2人	—
[010]	子3人	妻+兄弟姉妹2人	夫+子2人
[011]	夫+父母2人	子2人	—
[012]	夫+父母3人	妻+子2人	—
[013]	夫+父母4人	妻+子2人	—

第2章 数次相続：現行民法Ⅱ(2013年前)

- 第1 1次相続【2013年前】、2次相続【現在】、(3次相続【現在】)
- 第2 1次相続【2013年前】、2次相続【2013年前】、(3次相続【現在】)

第3章 数次相続：現行民法Ⅲ(1980年前)

- 第1 1次相続【1980年前】、2次相続【現在】、(3次相続【現在】)
- 第2 1次相続【1980年前】、2次相続【2013年前】、(3次相続【現在】)
- 第3 1次相続【1980年前】、2次相続【1980年前】、(3次相続【現在】)

第4章 数次相続：明治民法

- 第1 1次相続【遺産相続】、2次相続【現在】
- 第2 1次相続【遺産相続】、2次相続【2013年前】
- 第3 1次相続【遺産相続】、2次相続【1980年前】
- 第4 1次相続【家督相続】、2次相続【現在】
- 第5 1次相続【家督相続】、2次相続【2013年前】
- 第6 1次相続【家督相続】、2次相続【1980年前】

第5章 代襲相続

- 第1 1次相続【現在】

第2 1次相続【2013年前】

第3 1次相続【1980年前】

第4 1次相続【遺産相続】

第5 1次相続【家督相続】

第6章 代襲相続を含む数次相続

第1 1次相続【現在】、2次相続【現在】

第2 1次相続【2013年前】、2次相続【現在】

第3 1次相続【2013年前】、2次相続【2013年前】

第4 1次相続【1980年前】、2次相続【現在】

第5 1次相続【1980年前】、2次相続【2013年前】

第6 1次相続【1980年前】、2次相続【1980年前】

第7 1次相続【遺産相続】、2次相続【現在】

第8 1次相続【家督相続】、2次相続【現在】

資料

○ケース相互関係表(パターン別)

索引

○事項索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。また、第2章以降の表は省略しています。